

肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会 スポンサー会員 規約

第1条 (適用範囲)

本規約は、肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会（以下「当会」といいます。）に関して、第5条に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1. 当会が、本規約の他に本会のサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。）に関して別途定める利用規約等（以下総称して「利用規約等」といいます。）も、その名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (当会からの通知)

1. 当会は、会員に対し必要な通知事項（本規約を含む）を、随時、公式サイト上で公表します。
2. 前項の通知事項は、当会が当該事項を公式サイト上に掲示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条 (本規約の内容及びサービスの変更)

1. 当会は、本規約及び本サービスの内容を、会員の下承を得ることなく、随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当会から会員に対する告知は、当会が別途定める場合を除き、当会の公式インターネット・ホームページ（以下、「公式サイト」といいます。）での公表をもって行い、公式サイト上に掲示された時点から、変更後の内容がその効力を生じるものとします。

第5条 (会員)

本規約における「会員」とは、第7条所定の本会への入会申込を行い、当会が第8条により入会を承諾した方をいいます。なお、総会・役員会の議決権はありません。

第6条 (入会資格)

1. 本会の会員は以下の条件を有することを必要とします。
 - (1) 飲食・小売・サービス業その他業種を問わず事業を営む者であること
 - (2) 前号の事業が日本国内で営まれていること
2. 入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することができません。

- (1) 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (4) 入会申込者の営業する店舗が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「風俗営業」を営んでいる場合
- (5) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当社が認める場合
- (6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (7) 入会申込をした時点で当会との間での何らかの支払いを怠っている場合または過去に支払いを怠ったことがある場合
- (8) 第 12 条第 1 項以外の理由により、過去に会員登録が抹消されている場合
- (9) 入会申込時において、満 18 歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会申込した場合
- (10) 入会申込者の住所地（当会からの送付物の送付先）が日本国外である場合
- (11) 本規約又は利用規約等に違反した場合
- (12) その他、会員として不適当であると当会が認める場合

第 7 条（入会申込）

1. 本会への入会申込は、本規約及び利用規約等の内容に合意いただける方のみが、別途定める方法で行うものとし、なお、本規約で「入会申込者」とは、本会への入会を希望し、本条所定の入会申込を行った方で、当会の承諾を受ける前の方をいいます。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。

第 8 条（入会の承認及び取消）

1. 当会は、前条の入会申込者が第 6 条の入会資格に合致する場合に、その申込を承諾します。
2. 当会からの承諾の意思表示は、特典の提供をもって行い、入会申込者がこれらのいずれかを受領したときから会員資格を得てサービスを利用することができるものとし、
3. 前項の承諾後に会員が第 6 条第 2 項のいずれかに該当していることが判明した場合、当会は、会員へ事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合、第 16 条第 3 項の定めにより年会費を返却しません。また、会員は受領した特典を返却しなければならないものとし、

第 9 条（有効期間）

会員資格の有効期間は、入会申込みの対象となる年度の3月1日から同年2月末日までの1年間とします。但し、前記期間中に入会手続きを行われた方の会員資格有効期間は、前条の承諾の日より当該年度の2月末日までとします。

第10条（譲渡等の禁止）

会員は、本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第11条（会員情報の変更）

1. 会員は、事業名（店舗名・屋号・商号など）、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等入会申込時の記載事項に変更があった場合、速やかにその内容を当会所定の方法により第28条記載の問い合わせ先に届け出ることとします。
2. 会員は、電話連絡により前項の届出を行うことができないこととします。
3. 会員は、当会から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続に細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。
4. 入会申込時の記載事項及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当会は一切の責任を負いません。
5. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当会では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止し、サービス提供の義務を負わないこととします。

第12条（退会）

1. 会員は、随時、所定の手続を行い、本会を退会することができますが、退会と同時にその諸権利を失うものとします。
2. 当会は、会員又は会員の営む事業が次の各号の一に該当した場合、第1項の手続きを要せず、本会を退会したものと取り扱うことができるものとします。
 - (1) 事業の廃止もしくは変更又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を行ったとき
 - (2) 監督官庁より事業の営業停止又は営業登録の取消等の処分を受けたとき
3. 当会は、本会及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。
4. 本条第1項乃至第3項により会員が退会となった場合、第15条第3項の定めにより、当会は年会費を返却しません。

5. 本条第2項及び第3項に該当する場合、当会は、会員が営業する店舗ごとに会員特典の停止をすることができ、また会員は受領した特典を返却しなければならないものとします。

第13条（禁止事項）

会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当会又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 当会又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 当会又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (7) 本会の運営を妨げるような行為
- (8) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
- (9) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第14条（年会費）

1. 第9条の有効期間に対応する本会の年会費は、一口10,000円とします。年会費以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、当会は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
2. 会員は、前項に定める年会費等を当会の定める方法により支払うものとします。
3. 当会は、第17条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

第15条（特典）

1. 当会ホームページにテキストリンクを添付します。
2. 不定期に当会 facebook や twitter でお店情報をPRします。最低年3回
3. 当会ロゴマーク・キャラクターの使用を認めます。
4. ガイドツアーの10%引き

第16条（知的財産権等）

1. 第15条で認めるオリジナルロゴの使用は、本規約で認める場合を除き、会員に対して、肥前名護屋城歴史ツーリズムおよび当会の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上又は営業上のノウハウもしくはその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利を使用する権利を一切認めるものではありません。

2. 当会が要求したとき又は会員でなくなったときは、素材等を速やかに当会に対して返還するか、当会の指示する方法で完全に消去・廃棄するものとします。

第17条（本会の終了）

1. 当会は、当会の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 前項の場合、当会が別途定める年会費の一部を会員に対して返却いたします。

第18条（会員に関する情報の取扱い）

当会は、会員に関する情報（事業名、担当者名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス等、以下、これらを総称して「会員情報」という。）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。

第19条（会員情報の第三者提供）

当会は、会員情報を、前条の利用目的又は次の項目の一に該当する場合を除き、会員の同意を得ないで第三者（当会が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

- (1) 法令に基づき請求される場合
- (2) 緊急を要する等のため、会員の同意を得ることが困難であると当会が認める場合
- (3) 公的機関から請求される場合
- (4) その他サービスの運営上必要であると当社が判断する場合

第20条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第21条（問合せ先）

本会、本規約についてのお問合せは、次の宛先までお願いします。但し、当会の公式サイトで問合わせ先の変更を告知した場合は、変更後の宛先をお願いします。

〒847-0401

佐賀県唐津市鎮西町名護屋1530

肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会

TEL 0955-53-7155（平日 午前9時～午後5時）

FAX 0955-82-5774

附則 本規約は、2016年3月3日から施行します。